

事務連絡
平成23年11月2日

各 都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）薬務主管課 御中

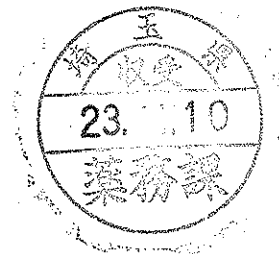
厚生労働省医薬食品局総務課

抗不安薬又は睡眠薬を服用している患者等への対応について

医薬行政の推進につきまして、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課より、別添の「抗不安薬又は睡眠薬を服用している患者等への対応について」（平成23年11月1日付け事務連絡）が発出され、厚生労働省自殺うつ病等プロジェクトチーム過量服薬対策ワーキングチームにおいて取りまとめられた「抗不安薬睡眠薬の処方実態に関する報告」及び当該報告に係る厚生労働省の対応として「向精神薬の処方に関する実態調査結果を踏まえた対応について」が情報提供されました。

貴職におかれましても、これらの内容を了知の上、ご協力をお願いするとともに、貴管内の薬局及び関係者等に対して周知方よろしく申し上げます。



事 務 連 絡
平成23年11月1日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

抗不安薬又は睡眠薬を服用している患者等への対応について

精神保健福祉行政の推進につきましては、平素よりご協力いただきありがとうございます。

さて、厚生労働省自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム：過量服薬対策ワーキングチームにおいて、別添1のとおり、抗不安薬・睡眠薬の処方実態に関する報告をまとめたので、情報提供します。

厚生労働省では、今後、本報告を踏まえて、別添2の対応を行うこととしていますので、ご協力をお願いするとともに、貴管内の医療機関、薬局及び関係者等に対して、周知方よろしくお願ひします。

平成23年11月1日
照会先
社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課
課長補佐 本後 (3066)
課長補佐 中谷 (3053)
依存症対策専門官 蒲生 (3097)
(電話・直通) : 03(3595)2307